

平成20年4月1日～平成21年3月31日

ISETAN MITSUKOSHI HOLDINGS

第1期報告書

呂色 *roiro*

金色 *kiniro*



三越伊勢丹ホールディングス

グループ企業理念

「三越伊勢丹グループ企業理念」は、三越、伊勢丹の両社が、長い歴史と伝統の中で培った「企業理念」を不変の価値観として継承するとともに、経営統合を契機に、さらに発展・進化すべき方向を表しています。

「三越伊勢丹グループ企業理念」は、「グループ理念」「グループビジョン」「グループスローガン」の3つから構成され、「グループ理念」では三越伊勢丹グループのステークホルダーに対する基本姿勢を、「グループビジョン」では三越伊勢丹グループの目指すべき方向を、そして「グループスローガン」ではこれらの核心をスローガンとして内外に宣言しております。

グループ理念

真摯に、しなやかに、力強く、向きあいます。

- お客さま一人ひとりと向きあいます。 ご要望とご期待に感動レベルのおもてなしでお応えします。
- 仲間たちと向きあいます。 学びあい、磨きあい、新たな価値を創造します。
- 株主の皆さまと向きあいます。 公正透明な経営を基盤に、誠意と成果でお応えします。
- パートナーの皆さまと向きあいます。 顧客満足を合言葉に、最良の関係を築きます。
- 地域、社会、地球と向きあいます。 ありたい未来の実現に向けて貢献します。

将来にわたり、かけがえのない信頼関係を築いていきます。

グループビジョン

お客さまの生活のあらゆる場面でお役に立つことが、私たちの喜びであり、誇りです。

- おもてなしの「満足度」で世界随一 (感動)
- サービス、商品、店舗の「質」で世界随一 (上質)
- 新たな価値の「提供力」で世界随一 (創造)
- 価値をつなぐ「ネットワーク力」で世界随一 (連携)
- たゆまぬ「革新力」で世界随一 (変革)

新鮮な感動と上質なサービスの提供により、世界随一の小売サービス業をめざしていきます。

グループスローガン

向きあって、その先へ。

目次

グループ企業理念.....	1	損益計算書.....	46
ごあいさつ.....	2	株主資本等変動計算書.....	47
事業報告.....	3	個別注記表.....	48
連結貸借対照表.....	37	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本....	50
連結損益計算書.....	38	会計監査人 監査報告書 謄本.....	51
連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>.....	38	監査役会 監査報告書 謄本.....	52
連結株主資本等変動計算書.....	39	事業系統図 (ご参考).....	53
連結注記表.....	40	株主メモ.....	54
貸借対照表.....	45		



代表取締役会長執行役員
武藤 信一



代表取締役社長執行役員
石塚 邦雄

世界随一の 小売サービス業グループの 実現に向けて

株主の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年3月31日をもちまして、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの第1期の決算を行いましたので、ここに報告書をお届けさせていただきます。何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

さて、株式会社三越と株式会社伊勢丹は、平成20年4月1日を期して共同持株会社「株式会社三越伊勢丹ホールディングス」を設立し、新たな第一歩を踏み出しました。このたびの経営統合の目的は、互いの強みを共有するとともに、両社が持つ経営資源を最大限に活用することで、お客さまの満足度を高めていくことでございます。

厳しい経済環境の中での船出となりましたが、今後も当社グループは一丸となって、収益力向上に向けた構造改革を速やかに推進することで、持続的・永続的な発展の礎を着実に築いてまいり所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、世界的な景気減速のなかで、夏場までは、緩やかに足取りを弱めながら推移してまいりました。しかしながら、秋以降において、米国発の信用不安が世界全体に波及したことで輸出が急減するとともに、先行き不安から消費や投資も急速に落ち込み、各地で雇用不安が顕在化するなど、景気は極めて厳しい状況となりました。

小売業界におきまして、消費マインドが急速に冷え込むなかで、特に年度後半からは、過去に例がないほどの下げ幅で減収基調に転ずる企業も多く、業界全体としては極めて厳しい環境となりました。

このような状況のもとで、株式会社三越伊勢丹ホールディングスは、株式会社三越と株式会社伊勢丹の共同持株会社として、昨年4月1日に設立されました。

設立初年度であります当連結会計年度におきまして、当社グループは、グループ企業理念に掲げる「世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向け、「三越、伊勢丹ブランドの価値向上」、「グループ力を最大限に発揮するための営業基盤の統合」および「店頭において販売員が提供する顧客満足の最大化」を基本方針に掲げ、三越および伊勢丹が有する強みと経営資源を最大限に活かすべく、営業力の強化と業務効率の向上に向けた基盤整備に取り組みました。

■ 百貨店業

百貨店業では、まず、三越におきまして、コーポレートメッセージの「飾る日も 飾らない日も 三越と」でお伝えするように、お客さまの人生を飾る特別な日も、日常の中の日も、上質な商品とサービスを提供することで、お客さまとの強い信頼関係を築いてまいりました。

日本橋本店につきましては、品揃えや販売サービス等の業務フローについて、店全体として一貫性のある施策を推進すべく、他の支店に先行して、伊勢丹の店頭営業の仕組みをベースにした運営モデルの構築に取り組みました。

また、三越銀座店では、平成22年秋の完成を目指し増床計画を進めておりますが、完成時には現在の約1.8倍の店舗面積となり、銀座・有楽町地区では最大規模の商業施設に生まれ変わる予定でございます。本件は、三越と伊勢丹が統合後、はじめて取り組む共同開発プロジェクトでもあり、同店が「洗練されたファッションを発信



<三越・日本橋本店>



<三越・銀座店(完成後のイメージ)>

する新しい三越ブランドの象徴」となるべく、両社の持てるノウハウを最大限に結集することで成功を期してまいります。

さらに、三越仙台店は、本年3月6日、増床リモデルが完了し、2館体制の東北最大規模の百貨店としてグランドオープンいたしました。増床後の同店は、ご来店されるお客さまの世代が広がるなど好評を博しておりますが、さらに増床効果を高めるべく、お客さまのお買物環境の整備等の諸施策に取り組んでまいります。

次に、伊勢丹におきましては、企業スローガンの「毎日が、あたらしい。ファッションの伊勢丹」を具体的に実践すべく、当社限定の商品である「オンリー・アイ」や高品質・高感度な商品を集積した「自主編集ショップ」等で、衣・食・住のすべての分野において独自性のある商品提案を行いました。

新宿本店につきましては、顧客ニーズに応じた新たな商品やサービスをさらに深く追求すべく、昨年9月に、本館地下2階に新たなコンセプトフロアとして「ISETAN GIRL」をオープンいたしました。同フロアでは、20歳前後の女子学生を対象に「かわいい」にこだわった商品を生活場面ごとに提案することで、ファッション感度の高い若年層を中心に多数のお客さまにご来店いただき盛況裡に推移いたしております。

また、伊勢丹の支店では、各店の品揃えや業務オペレーション等を標準化した「ユニットショップ」が、引き続き支店の収益力向上に貢献いたしました。

さらに、その他のグループ百貨店では、株式会社静岡伊勢丹、株式会社新潟伊勢丹および株式会社岩田屋において、各社の営業力の強化と業務効率の向上に向けた諸施策を、グループ全体で機動的に推進していくための基盤整備をさらに推し進めました。

また、株式会社ジェイアール西日本伊勢丹では、京都駅に立地する特性をとらえた諸施策を推進するとともに、グループ力を活かして商品面の独自性強化に取り組みました。

しかしながら、国内の百貨店業におきましては、景気後退への先行き不安で消費マインドが急速に落ち込んだことで、特に年度後半より、各店において減収傾向が鮮明化するなど、全体として極めて厳しい商況が続きました。

他方、海外の百貨店業につきましては、世界的な景気後退の影響で地域経済が悪化する中、為替の影響もあり、全体として売上高が前年を下回る水準で推移いたしました。



<三越・仙台店全景>



<三越・仙台店内>



<伊勢丹・新宿本店>





なお、三越池袋店と三越鹿児島店につきましては本年5月6日に、三越武蔵村山店および三越名取店ならびに三越鎌倉と三越盛岡の小型売店2店につきましては本年3月1日に、それぞれ営業を終了いたしました。

当社グループは、収益力の向上と財務基盤の強化に向けた諸施策に取り組んでおりますが、経済環境が急速に変化するなか、各店の業績や将来性等を踏まえると、一段の構造改革を急ぐべきとの認識に至り、今般の決断を行った次第でございます。

各店舗の営業終了に伴うご不便に対しまして深くお詫び申し上げますとともに、今までのご支援、ご愛顧に心よりお礼申し上げます。

また、ドイツ三越につきましては昨年7月に、上海錦江伊勢丹有限公司につきましては昨年8月に、グループ全体の経営効率改善の観点から、それぞれ会社を清算することを決定しております。

このような結果により、百貨店業の売上高は、1兆3,229億円余、営業利益は191億円余となりました。



Isetan
のGirl



■ クレジット・金融業

クレジット・金融業におきましては、株式会社伊勢丹アイカードが、収益力向上に向けて経費削減と業務効率の向上に努めるとともに、資産運用や相続に関する新たなサービスを開始するなど、会員の皆様からご相談いただける内容をさらに充実いたしました。また、昨年11月には、国際ブランド「VISA」を付帯した新たな伊勢丹アイカードを発行し、新規の特典やサービスとともにご利用範囲が大幅に拡大いたしました。

なお、本年4月1日より、三越カードと伊勢丹アイカードは、それぞれ三越と伊勢丹の双方で優待利用が可能となっております。

以上の結果、クレジット・金融業の売上高は152億円余、営業利益は11億円余となりました。



■ 小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、スーパーマーケット業を営む株式会社クイーンズ伊勢丹が、昨年4月に「東陽町店」を、また、昨年10月に「大宮店」をそれぞれ開店し、「安全・安心・こだわり」の品揃えで地域のお客さまに好評を博しております。

このような結果により、小売・専門店業の売上高は638億円余、営業損失が5億円余となりました。



<クイーンズ伊勢丹・大宮店内>

■ 友の会事業

友の会事業におきましては、株式会社三越友の会や株式会社イセタンクローバーサークル等が、百貨店店舗内において友の会の管理・運営を行い、固定顧客の増加に努めました。

この結果、友の会事業の売上高は49億円余、営業損失は27億円余となる一方、株式会社三越友の会および株式会社イセタンクローバーサークルにつきましては、経常利益を上げております。

■ その他事業

その他事業におきましては、株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ（物流子会社）や株式会社伊勢丹ビジネスサポート（物流子会社）等の営業支援機能を担うグループ会社が、統合効果を早期に創出すべく、生産性の高い業務基盤の構築に取り組みました。

その結果、その他事業の売上高は1,430億円余、営業利益は23億円余となりました。

以上のような結果によりまして、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は1兆4,266億円余、営業利益は195億円余、経常利益は350億円余、当期純利益は46億円余となりました。

なお、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの株式会社三越の売上高は、6,571億円余、前年同期比91.8%、営業利益は8億円余、前年同期比9.9%、また、同期間の株式会社伊勢丹の売上高は、4,324億円余、前年同期比93.6%、営業利益は146億円余、前年同期比63.2%となっております。

次に、平成22年春に予定しております三越と伊勢丹のシステム統合に向けて、両社のシステム子会社の再編に取り組んでまいりましたが、伊勢丹の子会社でありました株式会社伊勢丹データセンターにつきましては、昨年7月に、その商号を株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズに改め、昨年10月1日付で組織再編を行い当社の直接子会社といたしました。

さらに、グループ内の経営資源の最適化が迅速に図れる体制を整えるため、三越および伊勢丹のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社および人材サービス子会社の再編に取り組みました。

具体的には、三越の子会社であります株式会社三越保険サービス、株式会社三越友の会、株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ(物流子会社)、株式会社プロネット(人材サービス子会社)の4社、ならびに伊勢丹の子会社であります株式会社伊勢丹アイカード、株式会社イセタンクローバーサークル(友の会子会社)、株式会社伊勢丹ビジネスサポート(物流子会社)、株式会社伊勢丹キャリアデザイン(人材サービス子会社)の4社につきましては、本年4月1日付で組織再編を行い当社の直接子会社とし、さらに、物流子会社および人材サービス子会社につきましては、併せて同日、合併し、それぞれの商号は、株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート、株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズとなりました。



<大阪駅新北ビル(完成後のイメージ)>

また、大阪駅新北ビルへの出店につきましては、三越が平成17年10月に出店を表明して以来、同社が単独で準備を進めておりましたが、本事業の成功に向けて当社グループと西日本旅客鉄道株式会社の総力を結集するため、昨年4月、本事業の運営主体を、三越に代えて、西日本旅客鉄道株式会社の連結子会社で伊勢丹の持分法適用関連会社でもある株式会社ジェイアール西日本伊勢丹といたしました。

さらに、昨年10月1日付で、株式会社ジェイアール西日本伊勢丹に係る持分を当社が伊勢丹から承継することで、同社を当社の直接出資会社といたしました。

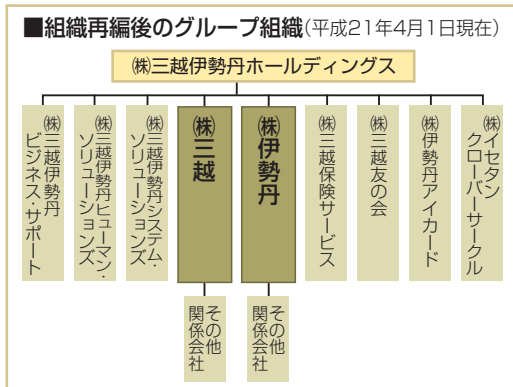
なお、当該承継に先立ち、株式会社ジェイアール西日本伊勢丹は、伊勢丹に対して60億円の第三者割当増資を実施しておりますので、承継後の当社の同社に対する出資比率は40%となりました。

また、本年1月に民事再生手続の開始が決定した株式会社丸井今井につきましては、同社からのスポンサー就任要請を受け、同社に対して「スポンサー提案書」を提出しておりましたが、本年4月、同社より正式にスポンサーに選定されました。今後は、同社の再生に関する具体的な協議を進めてまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は301億円余であります。

主なものは、百貨店業では、株式会社三越の各店改修工事等で133億円余、株式会社伊勢丹の各店改修工事等で49億円余であります。クレジット・金融業では、株式会社伊勢丹アイカードのシステム関連等で27億円余、小売・専門店業では、株式会社クイーンズ伊勢丹の新店出店等で16億円余であります。





(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、国内需要を喚起する経済対策の徹底した実行と構造改革のさらなる推進が期待されますが、危機が連鎖するグローバル経済のなかにあつて、先行きの不透明感はさらに深まるものと思われまふ。

小売業界におきましては、個人消費は一段と厳しい状況で推移するものと思われ、各企業が顧客獲得に向けた再構築に取り組むなかで、優勝劣敗の鮮明化が今まで以上に進むものと思われまふ。

このような状況のもとで当社グループは、常にお客さまと向きあい、一人ひとりのお客さまのご満足の最大化を図ることで、お客さまとの信頼関係を深めてまいります。また、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さまにとってなくてはならない「マイデパートメントストア」となることを目指してまいります。

また、コーポレート・ガバナンスにつきましては、株主の皆様にご信頼いただける透明性・客観性の高い経営機構の構築に引き続き取り組むとともに、実効的な内部統制システムを整備することで、企業価値向上に向けた基盤づくりに努めてまいります。

さて、当社グループは、当連結会計年度におきましては、統合後におけるグループ基盤の構築に向けて、カードやシステム等に関する先行投資を行うとともに、新店計画の見直しや不採算店舗の整理を着実に進めてまいりました。しかしながら、昨今の急激な経営環境の変化に迅速に対応していくために、統合当初のスケジュールを大幅に前倒しすることとし、平成23年春頃までにグループの最適化を完了することで、お客さまのご要望にお応えできる体制を構築してまいります。

具体的には、三越日本橋本店、三越銀座店および伊勢丹新宿本店の3店舗につきましては、今後もマーケットとしての成長が期待できる首都圏に位置する優位性を最大限に活かすべく、戦略的に大規模な投資を行うことで、お客さまのご要望とご期待にお応えできる「世界随一のデパートメントストア」づくりを積極的に進めてまいります。

一方、地方店舗におきましては、さらに地域に密着した営業体制を構築すべく、平成22年4月を目処に、地域事業会社として再編成し、それぞれの地域において各店舗が「私たちの街のマイデパートメントストア」となることを目指してまいります。

また、三越と伊勢丹の店舗が併存するエリアにおいては、それぞれのブランドを明確化しながら、品揃えの幅を広げるとともに、後方部門の統合などを通じて運営を一体化しコスト削減に努めてまいります。

さらに、平成22年4月を目処に、グループ内のカード事業に係わるインフラを一元化し、カードから得られる情報を品揃えや店づくりに活かすことで、グループ全体の効率化と収益力強化に繋げてまいります。

また、お客さまのご要望に的確・スピーディーにお応えすべく、現在、三越日本橋本店等で構築を進めて

おります伊勢丹の店頭営業の仕組みを、三越全店に拡大することにより、グループ全体の営業力の強化と収益性の向上を図ってまいります。そして、店頭営業を支えるシステムやその他の支援機能ならびに本社機能の統合を順次進め、平成23年4月には、その最終形として、事業会社としての三越と伊勢丹の統合を行ってまいります。

なお、お客さまのニーズも高く、今後成長が期待できる通信販売とWEB事業ならびに中国、アジアでの百貨店事業等につきましては、今後も育成と拡大を図ってまいります。

業界を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、当社グループにおきましては、以上のような重点戦略を設定し、その実現に向けた施策を確実に推進することで、収益性向上に向けたグループ全体の事業再構築を速やかに行っている所存でございます。

株主様には、当社グループが持続的・永続的に企業価値の向上を図れる盤石な経営基盤を早期に築くことで、さらに提供価値を高めてまいることができると考えております。

ここに、株主の皆様の日頃のご支援とご愛顧に対しまして、深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

■事業の種類別セグメント情報

(単位：百万円)

	百貨店業	クレジット・金融業	小売・専門店業	友の会事業	その他事業	計	消去又は全社	連結
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	1,322,221	9,862	54,081	363	40,155	1,426,684	—	1,426,684
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	703	5,407	9,740	4,621	102,883	123,357	(123,357)	—
計	1,322,925	15,269	63,822	4,985	143,039	1,550,042	(123,357)	1,426,684
営業費用	1,303,791	14,086	64,326	7,743	140,688	1,530,635	(123,533)	1,407,101
営業利益又は営業損失(△)	19,134	1,182	△503	△2,758	2,351	19,406	175	19,582

(注記) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分の主要な内容

- (1)百貨店業……………衣料品、身のまわり品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2)クレジット・金融業……………クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理
- (3)小売・専門店業……………婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (4)友の会事業……………友の会運営
- (5)その他事業……………不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等



■国内百貨店業の売上高

(会社別および店別売上高)

会社別・店別		金額	構成比	前年比
(株)三越	日本橋本店	253,109百万円	38.5%	93.9%
	銀座店	48,919	7.5	91.7
	池袋店	24,151	3.7	100.8
	千葉店	26,513	4.0	94.4
	新潟店	18,364	2.8	93.9
	仙台店	36,879	5.6	95.5
	札幌店	36,397	5.5	94.1
	名古屋栄店	64,578	9.8	75.0
	星ヶ丘店	20,339	3.1	97.2
	広島店	16,600	2.5	95.2
	高松店	24,871	3.8	94.2
	松山店	20,361	3.1	91.0
	福岡店	41,495	6.3	93.5
	鹿児島店	10,388	1.6	99.4
	その他	14,135	2.2	88.7
	合計	657,106	100.0	91.8
(株)伊勢丹	新宿本店	246,003百万円	56.9%	93.4%
	立川店	38,851	9.0	94.5
	吉祥寺店	17,432	4.0	93.5
	松戸店	26,394	6.1	93.1
	浦和店	49,329	11.4	93.5
	相模原店	30,879	7.1	94.5
	府中店	23,586	5.5	93.9
合計	432,477	100.0	93.6	
(株)静岡伊勢丹	23,212百万円	—	94.5%	
(株)新潟伊勢丹	35,028	—	92.1	
(株)岩田屋	98,257	—	94.3	

(注記) (株)三越の池袋店、鹿児島店は、平成21年5月6日をもって、営業を終了しております。

(商品別売上高)

	商品別	金額	構成比	前年比
株 三 越	衣料品	218,897百万円	33.3%	89.4%
	身のまわり品	86,188	13.1	86.6
	雑貨	104,420	15.9	91.3
	家庭用品	34,176	5.2	88.7
	食料品	185,447	28.2	98.8
	その他	27,975	4.3	90.1
	合計	657,106	100.0	91.8
	株 伊 勢 丹	衣料品	204,436百万円	47.3%
身のまわり品		48,668	11.2	93.7
雑貨		56,695	13.1	94.4
家庭用品		17,156	4.0	93.2
食料品		83,895	19.4	99.3
その他		21,623	5.0	95.2
合計		432,477	100.0	93.6

(5) 財産および損益の状況

① 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況

項目	期	第1期 平成20年度 (平成20年4月～) 平成21年3月
売上高 (百万円)		1,426,684
経常利益 (百万円)		35,052
当期純利益 (百万円)		4,683
1株当たり当期純利益 (円)		12.08
総資産 (百万円)		1,351,633
純資産 (百万円)		489,740
1株当たり純資産 (円)		1,225.85
自己資本比率 (%)		35.17



②当社単体の財産および損益の状況

項 目	期 第1期 平成20年度 (平成20年4月～ 平成21年3月)
営業収益 (百万円)	12,058
経常利益 (百万円)	8,491
当期純利益 (百万円)	7,759
1株当たり当期純利益 (円)	20.01
総資産 (百万円)	451,467
純資産 (百万円)	450,534
1株当たり純資産 (円)	1,159.82
自己資本比率 (%)	99.63

(6) 重要な子会社等の状況 (平成21年3月31日現在)

①子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	本店所在地	事業内容
(株)三越	37,404百万円	100.0%	東京都中央区	百貨店業
(株)伊勢丹	36,763百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業
(株)静岡伊勢丹	2,222百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
(株)新潟伊勢丹	200百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
(株)岩田屋	3,451百万円	51.7	福岡県福岡市中央区	百貨店業
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	5,000千米ドル	80.0	中華人民共和国上海市	百貨店業
天津伊勢丹有限公司	2,100千米ドル	90.0	中華人民共和国天津市	百貨店業
成都伊勢丹百貨有限公司	14,990千米ドル	100.0	中華人民共和国四川省成都市	百貨店業
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	12,950千米ドル	100.0	中華人民共和国遼寧省瀋陽市	百貨店業
イセタン (シンガポール) Ltd.	20,625千シンガポールドル	52.7	シンガポール シンガポール市	百貨店業
イセタン (タイランド) Co.,Ltd.	290,000千バーツ	49.0	タイ バンコク市	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn.Bhd.	20,000千マレーシアリング	51.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	百貨店業
(株)伊勢丹アイカード	1,100百万円	100.0	東京都新宿区	クレジット・ 金融業
(株)クイーンズ伊勢丹	100百万円	100.0	東京都新宿区	スーパー マーケット業

(注記) 当社の出資比率は、(株)三越および(株)伊勢丹は直接保有、その他は間接保有であります。

②持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	本店所在地	事業内容
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	12,000百万円	40.0%	京都府京都市下京区	百貨店業
新光三越百貨股份有限公司	7,251百万台湾ドル	43.5	台湾 台北市	百貨店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹は直接保有、新光三越百貨股份有限公司は間接保有であります。

(7) 主要な事業内容

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融業、小売・専門店業、友の会事業およびその他事業の5事業を行っております。



(8) 主要な営業所および事業所

①百貨店業

<国内>

	名 称	所 在 地
(株)三越	日本橋本店	東京都中央区日本橋室町一丁目4番1号
	銀座店	東京都中央区銀座四丁目6番16号
	池袋店	東京都豊島区東池袋一丁目5番7号
	千葉店	千葉県千葉市中央区富士見二丁目6番1号
	新潟店	新潟県新潟市中央区西堀通五番町866番地
	仙台店	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号
	札幌店	北海道札幌市中央区南一条西三丁目8番地
	名古屋米店	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
	星ヶ丘店	愛知県名古屋市千種区星が丘元町14番14号
	広島店	広島県広島市中区胡町5番1号
	高松店	香川県高松市内町7番1号
	松山店	愛媛県松山市一番町三丁目1番地1
	福岡店	福岡県福岡市中央区天神二丁目1番1号
鹿児島店	鹿児島県鹿児島市呉服町6番5号	
(株)伊勢丹	新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目14番1号
	立川店	東京都立川市曙町二丁目5番1号
	吉祥寺店	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目11番5号
	松戸店	千葉県松戸市松戸1307番地の1
	浦和店	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番1号
	相模原店	神奈川県相模原市相模大野四丁目4番3号
府中店	東京都府中市宮町一丁目41番2号	
(株)静岡伊勢丹		静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地
(株)新潟伊勢丹		新潟県新潟市中央区八千代一丁目6番1号
(株)岩田屋	本店	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号
	久留米店	福岡県久留米市天神町一丁目1番地
(株)ジェイアール西日本伊勢丹		京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

(注記) (株)三越の池袋店、鹿児島店は、平成21年5月6日をもって、営業を終了しております。

<海外>

名 称	所 在 地
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国上海市
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国天津市
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国四川省成都市
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国遼寧省瀋陽市
イセタン（シンガポール）Ltd.	シンガポール シンガポール市
イセタン（タイランド）Co.,Ltd.	タイ バンコク市
イセタンオブジャパンSdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
米国三越 INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク市
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市

②クレジット・金融業

名 称	所 在 地
(株)伊勢丹アイカード	東京都新宿区新宿五丁目17番18号

③小売・専門店業

名 称	所 在 地
(株)クイーンズ伊勢丹	東京都新宿区新宿五丁目17番18号



(9) 従業員の状況

当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数
百貨店業	13,991名
クレジット・金融業	358
小売・専門店業	601
友の会事業	64
その他事業	2,338
合計	17,352

(注記) 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額
株式会社三井住友銀行	63,633百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	42,456
中央三井信託銀行株式会社	25,940
三菱UFJ信託銀行株式会社	16,120
株式会社みずほコーポレート銀行	10,080

2. 会社の株式に関する事項 (平成21年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数

	発行済株式の総数
当事業年度末	387,859,022株
期首比較増減	10,840株増

(注記) 1. うち自己株式数は、40,408株であります。

2. 発行済株式の総数の増加は、当事業年度中における新株予約権の行使によるものであります。

(3) 株主数

	株主数
当事業年度末	150,053名
期首比較増減	1,873名増

(4) 大株主

株主名	持株数	議決権比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	242,495百株	6.30%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	200,390	5.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	186,655	4.85
財団法人三越厚生事業団	136,678	3.55
株式会社オンワードホールディングス	93,753	2.43
明治安田生命保険相互会社	71,472	1.85
清水建設株式会社	62,000	1.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	53,429	1.38
日本興亜損害保険株式会社	51,897	1.34
興隆株式会社	47,963	1.24



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

株式会社三越および株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたしました。当社が発行した新株予約権の内容は以下のとおりであります。

- ①第1回新株予約権（平成20年4月1日発行）
- | | |
|-------------------------|--|
| ・新株予約権の数 | 3,042個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 304,200株
(新株予約権1個につき100株) |
| ・新株予約権の払込金額 | 無償 |
| ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株あたり1,162円 |
| ・新株予約権を行使することができる期間 | 平成20年4月1日から平成24年6月26日 |
| ・譲渡による新株予約権の取得の制限 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
- ・新株予約権の行使条件
- 株式会社伊勢丹の取締役が付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。
- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
 - (2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合または当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合もしくは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第1回新株予約権の内容」（以下、「第1回新株予約権要項」という。）に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
 - (3) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第1回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部份行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第1回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

・新株予約権の取得条件

当社は、以下の場合に、その新株予約権を無償で取得するものとする。

株式会社伊勢丹の取締役が付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- (2) 以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
 - ② 当社または株式会社伊勢丹の取締役を解任された場合
 - ③ 当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ④ 新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合
 - ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合
 - ⑥ 著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- (2) 以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ① 当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
 - ② 当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合
 - ③ 当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ④ 新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合
 - ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合
 - ⑥ 著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- (2) 以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ① 当社または株式会社伊勢丹の労働協約の規程または表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合
 - ② 当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ③ 新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合



④その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合

②第2回新株予約権（平成20年4月1日発行）

- | | |
|-------------------------|--|
| ・新株予約権の数 | 1,019個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 101,900株
(新株予約権1個につき100株) |
| ・新株予約権の払込金額 | 無償 |
| ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株あたり891円 |
| ・新株予約権を行使することができる期間 | 平成20年4月1日から平成22年6月26日 |
| ・譲渡による新株予約権の取得の制限 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |

・新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合または当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合もしくは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第2回新株予約権の内容」（以下、「第2回新株予約権要項」という。）に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は、「第2回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から2年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第2回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は、「第2回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日（新株予約権の交付の日

において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第2回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。

(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第2回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

・新株予約権の取得条件

①第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第2回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第2回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

③第3回新株予約権(平成20年4月1日発行)

・新株予約権の数

3,500個

・新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 350,000株
(新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株あたり1,378円

・新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成23年6月28日

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

②第2回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、②第2回新株予約権の行使条件において「株式会社伊勢丹第2回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第3回新株予約権」と、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第2回新株予約権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第3回新株予約権の内容」と、「第2回新株予約権要項」とあるのは「第3回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

・新株予約権の取得条件

①第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第3回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第3回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

④第4回新株予約権(平成20年4月1日発行)

・新株予約権の数

5,571個

・新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 557,100株
(新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株あたり1,560円

・新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成24年6月28日

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

②第2回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、②第2回新株予約権の行使条件において「株式会社伊勢丹第2回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第4回新株予約権」と、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第2回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第4回新株予約権」と、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第2回新株予約権」とそれぞれ読み替えるものとする。)



権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第4回新株予約権の内容」と、「第2回新株予約権要項」とあるのは「第4回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。）

・新株予約権の取得条件

①第1回新株予約権の取得条件と同じ（ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第4回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第4回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。）

⑤第5回新株予約権（平成20年4月1日発行）

・新株予約権の数

6,127個

・新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 612,700株
(新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株あたり1,829円

・新株予約権を行使することができる期間

平成20年8月9日から平成25年8月8日

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役が付与された株式会社伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。

(1) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。

(2) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。

(3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失したときまたは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任するときもしくは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から2年が経過した場合。

(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社（当社が認める会社を除く。）の役員、従業員、嘱託（派遣社員を含む。）、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。

(5) 「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権の内容」（以下「第5回新株予約権要項」という。）に定める「新株予約権を行使できる期間」が経過した場合。

(6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権の承継の手續がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。

(7) 以下に定める事由が生じた場合。

① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

② 当社または株式会社伊勢丹の取締役を解任された場合

③ 当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合

④ 新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合

⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合

⑥ 著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。

- (1) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。
- (2) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。
- (3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失して（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から）2年が経過した場合、ただし、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から2年が経過した場合。
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社（当社が認める会社を除く。）の役員、従業員、囑託（派遣社員を含む。）、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。
- (5) 第5回新株予約権要項に定める「新株予約権を行使できる期間」が経過した場合。
- (6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権の承継の手續がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。
- (7) 以下に定める事由が生じた場合。
 - ① 当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
 - ② 当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合
 - ③ 当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合
 - ④ 新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合
 - ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合
 - ⑥ 著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合

株式会社伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。

- (1) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。
- (2) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。
- (3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から2年が経過した場合、ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から2年が経過した場合。
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社（当社が認める会社を除く。）の役員、従業員、囑託（派遣社員を含む。）、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。
- (5) 第5回新株予約権要項に定める「新株予約権を行使できる期間」が経過した場合。
- (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権の承継の手續がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。
- (7) 以下に定める事由が生じた場合。
 - ① 当社または株式会社伊勢丹の労働協約の規定または表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合
 - ② 当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合
 - ③ 新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合
 - ④ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合



⑤著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合

・新株予約権の取得条件

①第1回新株予約権の取得条件に同じ（ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第5回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第5回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。）

⑥第6回新株予約権（平成20年4月1日発行）

・新株予約権の数

7,510個

・新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 751,000株
(新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株あたり1,952円

・新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月8日から平成26年8月7日

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

⑤第5回新株予約権の行使条件に同じ（ただし、⑤第5回新株予約権の行使条件において「株式会社伊勢丹第5回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第6回新株予約権」と、「平成19年3月31日までに」とあるのは「平成20年3月31日までに」と、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第6回新株予約権の内容」と、「第5回新株予約権要項」とあるのは「第6回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。）

・新株予約権の取得条件

①第1回新株予約権の取得条件に同じ（ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第6回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第6回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。）

⑦第7回新株予約権（平成20年4月1日発行）

・新株予約権の数

37個

・新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 37,000株
(新株予約権1個につき1,000株)

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株あたり1,157円

・新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成22年6月28日

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社もしくは株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失後、引き続き当社もしくは株式会社伊勢丹の執行役員として当社もしくは株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合、または当社もしくは株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社もしくは株式会社伊勢丹の執行役員に就任後、再び当社もしくは株式会社伊勢丹の取締役として当社もしくは株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りで

はなく、最終的に当社もしくは株式会社伊勢丹の取締役もしくは執行役員の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第7回新株予約権の内容」（以下「第7回新株予約権要項」という。）に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。

- (3) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は、「第7回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

・新株予約権の取得条件

当社は、以下の場合に、その新株予約権を無償で取得するものとする。

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- (2) 以下に定める事由が生じた場合または「第7回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
 - ② 当社または株式会社伊勢丹の取締役を解任された場合
 - ③ 当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ④ 新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合
 - ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合
 - ⑥ 著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

⑧第8回新株予約権（平成20年4月1日発行）

- ・新株予約権の数
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数

279個
当社普通株式 279,000株
(新株予約権1個につき1,000株)

- ・新株予約権の払込金額
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- ・新株予約権を行使することができる期間
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限

無償
1株あたり1,359円
平成20年4月1日から平成23年6月27日
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第8回新株予約権の内容」（以下「第8回新株予約権要項」という。）に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は、「第8回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社



たは株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第8回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。

- (3) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は、「第8回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第8回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は、「第8回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

・新株予約権の取得条件

- ①第1回新株予約権の取得条件と同じ（ただし、①第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第8回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第8回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。）

⑨第9回新株予約権（平成20年4月1日発行）

- | | |
|---|--|
| ・新株予約権の数 | 76個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 25,840株
(新株予約権1個につき340株) |
| ・新株予約権の払込金額 | 無償 |
| ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株あたり1円 |
| ・新株予約権を行使することができる期間 | 平成20年4月1日から平成26年5月31日 |
| ・譲渡による新株予約権の取得の制限 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| ・新株予約権の行使条件 | |
| (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 | |
| (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第9回新株予約権の内容」に定める条件に従い相続人に相続される。
また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 | |
| (3) 平成17年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員または監査役（以下、総称して「役員」という。）を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。 | |
| ・新株予約権の取得条件 | |
| 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 | |

(株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権を無償にて取得することができる。

⑩第10回新株予約権 (平成20年4月1日発行)

- ・新株予約権の数 98個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 33,320株
(新株予約権1個につき340株)
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株あたり1円
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成20年4月1日から平成27年5月31日
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ・新株予約権の行使条件
⑨第9回新株予約権の行使条件に同じ (ただし、⑨第9回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第9回新株予約権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権の内容」と、「平成17年6月1日より前に」とあるのは「平成18年6月1日より前に」とそれぞれ読み替えるものとする。)
- ・新株予約権の取得条件
⑨第9回新株予約権の取得条件に同じ

⑪第11回新株予約権 (平成20年4月1日発行)

- ・新株予約権の数 54個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 18,360株
(新株予約権1個につき340株)
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり506,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株あたり1円
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成20年4月1日から平成28年5月31日
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ・新株予約権の行使条件
 - (1) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。
 - (2) 新株予約権者が平成27年5月31日まで当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年6月1日から平成28年5月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。
 - (3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。
 - (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権の内容」に定める条件に従い相続人に相続される。
- ・新株予約権の取得条件
新株予約権の取得条項は定めない。

⑫第12回新株予約権 (平成20年4月1日発行)

- ・新株予約権の数 16個



- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 5,440株
(新株予約権1個につき340株)
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株あたり1円
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成20年4月1日から平成28年5月31日
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ・新株予約権の行使条件
 - ①第11回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、①第11回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権の内容」と読み替えるものとする。)
- ・新株予約権の取得条件
 - ①第11回新株予約権の取得条件に同じ

前記新株予約権のうち当社取締役および当社監査役の保有状況

	名 称	個 数	保有者数
取締役(社外を除く)	第1回新株予約権	512個	3名
	第2回新株予約権	200個	1名
	第3回新株予約権	667個	3名
	第4回新株予約権	775個	3名
	第5回新株予約権	783個	3名
	第6回新株予約権	955個	3名
	第7回新株予約権	13個	1名
	第8回新株予約権	41個	2名
	第10回新株予約権	8個	1名
	第11回新株予約権	19個	2名
	監査役	第8回新株予約権	16個

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

「(1)当事業年度末日における新株予約権等の状況」に記載の新株予約権(第1回から第12回)を平成20年4月1日に交付しております。

4. 会社役員に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役 会長執行役員	武 藤 信 一	(株)伊勢丹代表取締役社長執行役員 ※3 (株)三越取締役
代表取締役 社長執行役員	石 塚 邦 雄	(株)三越代表取締役社長執行役員 ※3 (株)伊勢丹取締役
取 締 役	二 橋 千 裕	(株)伊勢丹代表取締役専務執行役員
取 締 役	天 野 公 平	(株)三越代表取締役会長
取 締 役 専務執行役員	高 田 信 哉	経営戦略本部長
取 締 役 常務執行役員	赤 松 憲	管理本部長
※1 取 締 役	畔 柳 信 雄	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長 (株)三菱東京UFJ銀行取締役会長
※1 取 締 役	宮 村 眞 平	三井金属鉱業(株)取締役相談役 パウダーテック(株)取締役会長 ※3 パンパシフィック・カップ(株)取締役
※1 取 締 役	池 田 守 男	(株)資生堂相談役 ※3 (株)小松製作所取締役 ※3 東京メトロポリタンテレビジョン(株)取締役 ※3 旭化成(株)取締役
常勤監査役	二 瓶 郁 夫	※4 (株)三越監査役 ※4 (株)岩田屋監査役
常勤監査役	阿 部 健 一	※4 (株)伊勢丹監査役
※2 監 査 役	北 山 禎 介	(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役社長 (株)三井住友銀行取締役会長 ※3 富士フィルムホールディングス(株)取締役
※2 監 査 役	飯 島 澄 雄	東京虎ノ門法律事務所 弁護士 中央大学法科大学院講師 ※4 (株)TKC監査役 ※4 北川工業(株)監査役 ※4 (株)商船三井監査役 ※4 (株)伊勢丹監査役

- (注記) 1. ※1印は社外取締役であります。
 2. ※2印は社外監査役であります。
 3. ※3印は当該株式会社における社外取締役であります。
 4. ※4印は当該株式会社における社外監査役であります。
 5. 二瓶郁夫氏は(株)伊勢丹の、阿部健一氏は(株)三越の、経理部長および経理部担当取締役を経験しており、両氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 高田信哉氏は平成21年3月30日付で(株)伊勢丹の取締役を辞任いたしております。
 また、赤松憲氏は平成21年3月30日付で(株)三越の取締役を辞任し、平成21年4月1日付で(株)伊勢丹の取締役に就任しております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

当事業年度中の取締役および監査役の異動はございません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	定額報酬	
	支給人員	支給額
取締役	9名	141百万円
(うち社外)	(3名)	(32百万円)
監査役	4名	48百万円
(うち社外)	(2名)	(15百万円)
合 計	13名 (5名)	189百万円 (48百万円)

(注記) 1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。
 2. 上記のほか、取締役(社外を除く)が子会社から受けた報酬等の総額が116百万円(6名)、監査役(社外を除く)が子会社から受けた報酬等の総額が12百万円(2名)でございます。また、社外監査役が当社の子会社から受けた報酬等の総額が6百万円(1名)でございます。

(4) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、社外取締役3名に代表取締役会長執行役員および代表取締役社長執行役員を加えた合計5名の委員より構成される「指名報酬委員会」を設置しております。

同委員会は、社外取締役が委員長を務め、取締役(社外を含む)の指名および報酬等の方針の決定、ならびに個人別の報酬等の審議およびその前提となる評価の監査などを行っております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の会社の業務執行取締役等の兼務状況および当該他の会社との関係

- ・ 取締役 畔柳信雄氏は、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長および(株)三菱東京UFJ銀行取締役会長であります。当社子会社は(株)三菱東京UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があります。
- ・ 監査役 北山禎介氏は、(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役社長および(株)三井住友銀行取締役会長であります。当社子会社は(株)三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。

②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	畔柳 信雄	当事業年度中に開催の取締役会17回のうち14回に出席し、実業界における幅広い経営執行の経験から、議案・審議等について必要な発言を積極的に行っております。
社外取締役	宮村 眞平	当事業年度中に開催の取締役会17回のうちすべてに出席し、産業界の動向に関する幅広い知見から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	池田 守男	当事業年度中に開催の取締役会17回のうち16回に出席し、経営全般にわたり客観的な立場から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	北山 禎介	当事業年度中に開催の監査役会12回のすべてに、また取締役会17回のすべてに出席し、実業界における幅広い経験を踏まえ、議案・審議等に対して意見を述べるとともに、監査についての必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	飯島 澄雄	当事業年度中に開催の監査役会12回のうち11回に、また取締役会17回のすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から、議案・審議等について質問し意見を述べるとともに、監査についての必要な発言を適宜行っております。

(注記) 上記のほかに書面による取締役会決議が1回行われております。

※「当社」の子会社である㈱伊勢丹は、平成20年12月10日、公正取引委員会より、同子会社の商品が「不当景品類及び不当表示防止法」第4条第1項の不当表示に該当するものとして排除命令を受けました。社外取締役および社外監査役の各氏は、日頃から「当社」取締役会等において法令遵守の観点からさまざまな提言を行っていましたが、事態判明後においても、「当社」取締役会での審議を通じて、「当社」および同子会社を含む「当社」グループにおける再発防止策の策定と社員教育の強化に尽力いたしております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。



5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注記) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより新日本有限責任監査法人となっております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	78百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	353百万円

- (注記) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部統制の整備および運用に関する助言・指導業務について対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、イセタン（シンガポール）Ltd. とイセタンオブジャパンSdn. Bhd. は、当社の会計監査人以外の監査法人（プライスウォーターハウスクーパース）に計算関係書類の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. コンプライアンス体制

「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法定定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 管理本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社グループ全体を対象とする内部通報・相談窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループの従業員からの通報・相談に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

2. リスクマネジメント体制

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、グループ全体に周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行う。
- (3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (4) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。



- (5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (6) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (7) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。

4. 情報保存管理体制

「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

- (1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
 - ①株主総会議事録
 - ②取締役会議事録
 - ③経営戦略会議議事録
 - ④計算書類
 - ⑤官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - ⑥その他取締役会が決定する書類
- (2) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5. 効率的職務執行体制

「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- (1) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
- (2) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また、事前に経営戦略会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
- (3) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織役割規程」、「捺印権限規程」、「グループ意思決定規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6. グループ会社管理体制

「当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- (1) グループ理念をグループ企業すべてに適用する。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。
- (2) 経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。
- (3) 内部監査部門によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。

7. 監査役スタッフに関する事項

「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」

- (1) 監査役職務補助のため、監査役と協議のうえ、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査役スタッフは業務執行組織から独立し、その処遇については監査役の確認を必要とする。

8. 監査役への報告に関する体制

「取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」

- (1) 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議のうえ「監査役監査基準」に定め、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができる。
- (2) 内部通報制度の導入とその適切な運用の維持により法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。

9. 監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- (1) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。
- (2) 内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図る。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期安定的な配当を実施しつつ、株主の皆様に対する利益還元を一層充実させるべく、将来的には業績連動的な配当も取り入れていくことを基本的な考え方としております。

この方針のもと、長期安定的な配当としましては、1株当たり年間10円を目標としております。

また、業績連動配当につきましては、今後の収支計画、設備投資計画および連結有利子負債の削減状況等を総合的に勘案し、将来的に実施してまいりたいと考えております。

しかしながら、今般の急激な経営環境の悪化に伴い、厳しい消費環境が予想されるため、当面は内部留保金を主要店舗等への設備投資と有利子負債削減に充當いたしたく存じます。

(注記) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨ててあります。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入してあります。

連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	1,351,633
流動資産	260,856
現金及び預金	41,102
受取手形及び売掛金	104,001
有価証券	566
たな卸資産	66,404
繰延税金資産	23,654
その他	27,734
貸倒引当金	△2,606
固定資産	1,090,776
有形固定資産	784,811
建物及び構築物	192,378
土地	567,144
建設仮勘定	7,027
その他	18,261
無形固定資産	74,642
ソフトウェア	12,425
その他	62,217
投資その他の資産	231,322
投資有価証券	95,189
長期貸付金	12,727
差入保証金	89,290
繰延税金資産	7,915
その他	28,237
貸倒引当金	△2,038
合計	1,351,633

科目	金額
負債の部	861,892
流動負債	500,990
支払手形及び買掛金	99,004
短期借入金	165,742
コマーシャル・ペーパー	30,000
未払法人税等	3,441
商品券	88,145
繰延税金負債	12
賞与引当金	4,976
ポイント引当金	1,858
商品券回収損引当金	19,228
その他	88,580
固定負債	360,902
長期借入金	37,100
繰延税金負債	194,393
退職給付引当金	63,561
負ののれん	52,937
その他	12,909
純資産の部	489,740
株主資本	487,484
資本金	50,006
資本剰余金	319,118
利益剰余金	118,424
自己株式	△64
評価・換算差額等	△12,115
その他有価証券評価差額金	△3,016
繰延ヘッジ損益	△15
為替換算調整勘定	△9,083
新株予約権	733
少数株主持分	13,637
合計	1,351,633

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨くご参考>

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)



(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	1,426,684	
売上原価	1,029,238	
売上総利益	397,446	
販売費及び一般管理費	377,863	
営業利益	19,582	
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,957	
持分法による投資利益	4,368	
未回収商品券受入益	10,803	
負ののれん償却額	13,235	
その他	4,854	35,219
営業外費用		
支払利息	3,016	
固定資産除却損	1,846	
商品券回収損引当金繰入額	9,487	
その他	5,398	19,749
経常利益	35,052	
特別利益		
投資有価証券売却益	273	
固定資産売却益	1,056	1,330
特別損失		
たな卸資産評価損	1,494	
固定資産処分損	570	
減損損失	4,982	
投資有価証券評価損	8,078	
関係会社整理損	1,278	
構造改革損失	8,492	24,897
税金等調整前当期純利益	11,484	
法人税、住民税及び事業税	7,232	
法人税等調整額	△1,297	5,934
少数株主利益	867	
当期純利益	4,683	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,162
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,429
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,116
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,963
現金及び現金同等物の増減額	△5,113
現金及び現金同等物の期首残高	27,208
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	13,244
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	△589
現金及び現金同等物の期末残高	34,749

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	36,763	43,343	115,776	△1	195,881
当期変動額					
新株の発行	6	6			12
株式移転による増加	13,236	275,766		△29	288,974
剰余金の配当			△1,983		△1,983
当期純利益			4,683		4,683
自己株式の取得				△65	△65
自己株式の処分		2		31	34
連結範囲の変動			△52		△52
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	13,242	275,774	2,647	△62	291,602
当期末残高	50,006	319,118	118,424	△64	487,484

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
前期末残高	6,788	△2	975	7,761	648	14,424	218,716
当期変動額							
新株の発行							12
株式移転による増加							288,974
剰余金の配当							△1,983
当期純利益							4,683
自己株式の取得							△65
自己株式の処分							34
連結範囲の変動							△52
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△9,804	△12	△10,059	△19,876	85	△786	△20,577
当期変動額合計	△9,804	△12	△10,059	△19,876	85	△786	271,024
当期末残高	△3,016	△15	△9,083	△12,115	733	13,637	489,740

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 42社

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)三越、(株)伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟伊勢丹、(株)岩田屋、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）Ltd.、イセタン（タイランド）Co., Ltd.、イセタンオブジャパンSdn.Bhd.、米国三越INC.、(株)伊勢丹アイカード、(株)クイーンズ伊勢丹

なお、上海錦江伊勢丹有限公司は解散の決議が行われ、営業活動が停止しており、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。また、(株)井筒屋ウィズカードは、(株)伊勢丹アイカードが株式譲渡に合意し、株式譲渡契約を締結したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。いずれも、上記連結子会社の数には含まれておりませんが、当連結会計年度末までの損益計算書については連結しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

フランス三越S.A.S.、英国三越LTD.、イタリア三越S.p.A.、スペイン三越S.A.、(株)伊勢丹ソレイユ、(株)アイタス、(株)エージークラブ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、枚方中央ビル(株)

(4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 11社

新光三越百貨股份有限公司、(株)プランタン銀座、(株)うすい百貨店、セントレスタ(株)、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、(株)浜屋百貨店、アイティーエムクローバーCo.,Ltd.、(株)エージーカード、アールアンドアイダイニング(株)、新宿地下駐車場(株)、(株)JTB伊勢丹トラベル

(2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社（(株)伊勢丹ソレイユ他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）Ltd.、イセタン（タイランド）Co.,Ltd.、イセタンオブジャパンSdn.Bhd.、米国三越INC.、イセタン（イタリア）S.r.l.およびレキシム（シンガポール）Pte.Ltd.の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

- | | |
|--------|------------------------------------|
| デリバティブ | 時価法 |
| たな卸資産 | |
| 商品 | 主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| その他 | 主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- | | |
|------------|---------|
| 有形固定資産 | |
| 建物及び構築物 | 主として定額法 |
| その他の有形固定資産 | 主として定率法 |
| 無形固定資産 | 定額法 |
- ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法により償却しております。
- リース資産
- | | |
|----------------------------|--|
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 | |
- 投資その他の資産「その他」（投資不動産）
- | | |
|-----|-----|
| 建物 | 定額法 |
| その他 | 定率法 |
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
- | | |
|-----|-------------------|
| 創立費 | 支出時に全額費用処理しております。 |
|-----|-------------------|
- (4) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金
- 当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～13年）による定額法により発生時から費用処理しております。
- また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～13年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。
- 賞与引当金
- 執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。
- ポイント引当金
- 販売促進を目的とするポイントカード制度による将来のお買物券発行等の費用発生に備えるため、ポイント残高に対して、過去のお買物券発行実績率等に基づき、将来のお買物券発行見込額等を計上しております。
- 商品券回収損引当金
- 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。



6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんは、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。負ののれんは発生以降5年間で均等償却しております。ただし、金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	317,695百万円
2. 担保に供している資産および担保に係る債務	
担保に供している資産	
定期預金	5,000百万円
担保に係る債務	
預り金	5,000百万円
3. 偶発債務	
(1) 保証債務等	
①従業員住宅ローン保証	2,167百万円
②関係会社銀行借入金等債務保証	
ドイツ三越GmbH	3百万円
③関係会社銀行借入金等保証予約	
英国三越LTD.	220百万円
保証債務等合計	2,391百万円
(2) その他の偶発債務	

平成21年5月12日開催の取締役会において、株式会社伊勢丹（当社の完全子会社）の吉祥寺店の営業終了を決議いたしました。当連結会計年度において特別損失として減損損失1,701百万円を計上しております。今後、営業終了に関連する損失等が発生する可能性があります。損失金額を現時点で見積もることは困難であるため、引当金の計上は行っておりません。合理的に見積可能となった時点で費用計上いたします。

[連結損益計算書に関する注記]

構造改革損失の内訳は次のとおりです。

営業終了店舗に係る減損損失	2,213百万円
営業終了に関連する損失	4,404百万円
システムおよびカード機能統合費用	1,874百万円
合計	8,492百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	387,859,022株
2. 剰余金の配当に関する事項	
(1) 配当金の支払額	

当社は平成20年4月1日に株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は下記の完全子会社の定時株主総会において決議された金額です。

株式会社 伊勢丹

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,983	9.0	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,429	14.0	平成21年3月31日	平成21年6月30日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類と数
普通株式 2,324,860株

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,225円85銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 12円08銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

当社は、平成21年1月27日の取締役会の決議に基づき、当社グループ内の組織再編の一環として、当社の100%子会社である株式会社三越（以下「三越」）および株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）から、それぞれのカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社および人材サービス子会社に係る経営管理および営業支援業務（以下「本件事業」）を、当社に承継させる会社分割（以下「本会社分割」）を平成21年4月1日に実施いたしました。

また、三越および伊勢丹の物流子会社および人材サービス子会社は、本会社分割による直接子会社化と同時にそれぞれ合併いたしました。

I. 組織再編の目的について

当社グループでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の向上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越および伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとしたうえで、平成20年10月1日に当社の直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理および営業支援業務を当社が承継し、当該各子会社を当社の直接子会社とすることといたしました。

II. 会社分割について

1. 会社分割の要旨

(1) 吸収分割の効力発生日

平成21年4月1日

(2) 分割方式

三越および伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。



(4) 分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い
三越および伊勢丹は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において三越が本件事業に関して有する関係会社株式および伊勢丹が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

2. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

三越および伊勢丹のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社および人材サービス子会社に係る経営管理および営業支援業務

(2) 承継する資産、負債の項目および金額

(平成21年4月1日)

資産（三越から当社が承継するもの）	
項 目	帳 簿 価 額
関係会社株式	275百万円
合 計	275百万円

資産（伊勢丹から当社が承継するもの）	
項 目	帳 簿 価 額
関係会社株式	1,326百万円
合 計	1,326百万円

関係会社株式の内容	
次に掲げる関係会社の株式	
・株式会社三越保険サービス	
・株式会社三越友の会	
・株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ	
・株式会社プロネット	

関係会社株式の内容	
次に掲げる関係会社の株式	
・株式会社伊勢丹アイカード	
・株式会社イセタンクローバーサークル	
・株式会社伊勢丹ビジネスサポート	
・株式会社伊勢丹キャリアデザイン	

Ⅲ. 合併について

合併の要旨

(1) 物流子会社（株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズと株式会社伊勢丹ビジネスサポート）の合併

①合併の効力発生日

平成21年4月1日

②合併方式

株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社伊勢丹ビジネスサポートは解散いたします。

③合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行および資本金の増加もありません。

④消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社伊勢丹ビジネスサポートは、新株予約権および新株予約権付社債を発行していません。

(2) 人材サービス子会社（株式会社伊勢丹キャリアデザインと株式会社プロネット）の合併

①合併の効力発生日

平成21年4月1日

②合併方式

株式会社伊勢丹キャリアデザインを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社プロネットは解散いたします。

③合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行および資本金の増加もありません。

④消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社プロネットは、新株予約権および新株予約権付社債を発行していません。

貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	451,467
流動資産	6,334
現金及び預金	142
繰延税金資産	180
関係会社短期貸付金	4,900
未取還付法人税等	1,092
その他	19
固定資産	445,132
有形固定資産	1
器具及び備品	1
投資その他の資産	445,131
関係会社株式	445,131
繰延税金資産	0
合計	451,467

科目	金額
負債の部	932
流動負債	932
未払金	119
未払費用	167
賞与引当金	99
未払法人税等	419
その他	128
純資産の部	450,534
株主資本	449,801
資本金	50,006
資本剰余金	392,076
資本準備金	12,506
その他資本剰余金	379,570
利益剰余金	7,759
その他利益剰余金	7,759
繰越利益剰余金	7,759
自己株式	△40
新株予約権	733
合計	451,467

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)



(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	7,500	
経営指導料	4,557	12,058
販売費及び一般管理費		3,429
営業利益		8,628
営業外収益		
受取利息	0	
その他	2	3
営業外費用		
支払利息	13	
創立費償却	126	139
経常利益		8,491
特別利益		
新株予約権戻入益	11	11
特別損失		
関係会社株式消滅損	324	324
税引前当期純利益		8,178
法人税、住民税及び事業税	600	
法人税等調整額	△180	419
当期純利益		7,759

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
前期末残高	—	—	—	—
当期変動額				
新株の発行	6	6		6
株式移転による増加	50,000	12,500	379,575	392,075
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△5	△5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	50,006	12,506	379,570	392,076
当期末残高	50,006	12,506	379,570	392,076

(単位：百万円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
前期末残高	—	—	—	—	—	—
当期変動額						
新株の発行				12		12
株式移転による増加				442,075		442,075
当期純利益	7,759	7,759		7,759		7,759
自己株式の取得			△80	△80		△80
自己株式の処分			39	34		34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					733	733
当期変動額合計	7,759	7,759	△40	449,801	733	450,534
当期末残高	7,759	7,759	△40	449,801	733	450,534

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
器具及び備品 定率法

3. 繰延資産の処理方法

創立費
支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金
執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

関係会社に対する短期金銭債権 4,918百万円
関係会社に対する短期金銭債務 245百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高
営業収益 12,058百万円
販売費及び一般管理費 245百万円
営業取引以外の取引高 38百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項 (単位：株)

株式の種類	前期末株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	—	73,553	33,145	40,408

(注) (1) 増加は、株式取得による増加11,681株および単元未満株式の買取による増加61,872株によるものです。

(2) 減少は、単元未満株式の買増請求による減少33,145株によるものです。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	44百万円
未払事業税	134百万円
その他	1百万円
繰延税金資産合計	180百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社伊勢丹	直接 100%	役員の兼任 経営管理等	経営指導料の受取 会社分割承継資産	2,206 8,090	— —	— —
子会社	株式会社三越	直接 100%	役員の兼任 経営管理等	経営指導料の受取 資金の貸付	2,351 4,900	— 短期貸付金	— 4,900

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) (1) 経営指導料については、契約条件により決定しております。
(2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(3) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 1,159円82銭
- 1株当たり当期純利益 20円01銭

[重要な後発事象に関する注記]

連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載しております。



独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 坂	隆 ⑤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 口	弘 和 ⑤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永 澤	宏 一 ⑤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪 中	修 ⑤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長	坂	隆	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	弘	和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永	澤	宏	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪	中	修	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月8日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 監査役会

常勤監査役 二瓶郁夫[㊟]

常勤監査役 阿部健一[㊟]

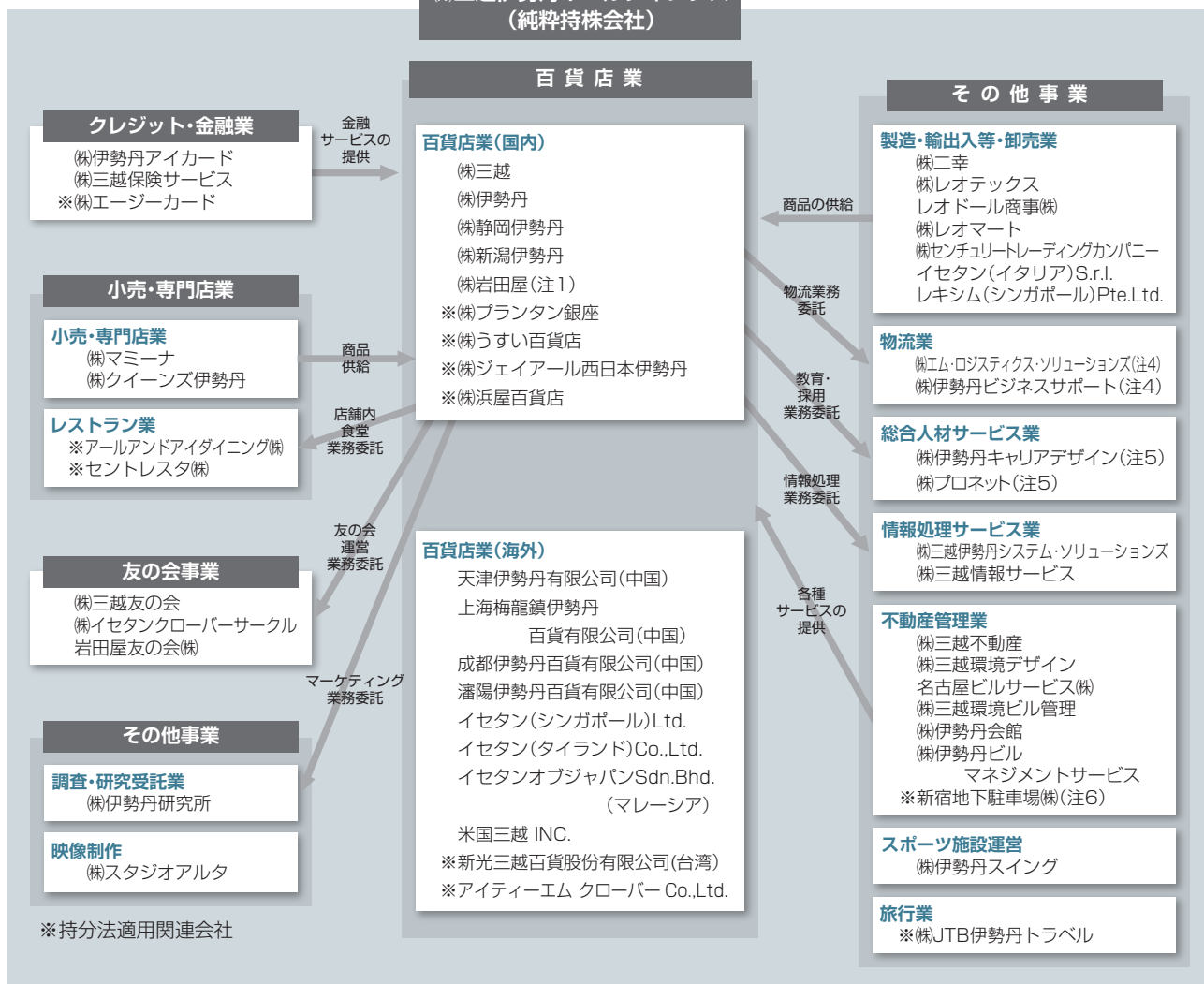
社外監査役 北山禎介[㊟]

社外監査役 飯島澄雄[㊟]

以上

事業系統図 (ご参考)

平成21年3月31日現在



(注1) (株)岩田屋は、福岡証券取引所に株式を上場しております。

(注2) 上海錦江伊勢丹有限公司は解散の決議が行われ、営業活動が停止し、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、当連結会計年度末に連結の範囲から除外しております。

(注3) (株)井筒屋ウィズカードは、(株)伊勢丹アイカードが株式譲渡に合意し、株式譲渡契約を締結したため、当連結会計年度末に連結の範囲から除外しております。

(注4) (株)エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社として(株)伊勢丹ビジネスサポートと合併し、名称を(株)三越伊勢丹ビジネス・サポートに変更しております。

(注5) (株)伊勢丹キャリアデザインを存続会社として(株)プロネットと合併し、名称を(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズに変更しております。

(注6) 新宿地下駐車場(株)は、新宿サブナード(株)に名称変更しております。



事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.imhds.co.jp (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。



三越伊勢丹ホールディングス

本社 ● 〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目6番16号

事務所所在地 ● 〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

ホームページアドレス ● <http://www.imhds.co.jp>

証券コード ● 3099

呂色 *roiro*

黒漆の濡れたような深く美しい黒色をいう。
漆工芸の塗りの技法の一つである。
呂色塗からきた色名である。